

教育・研究、就学、就労の環境において、相手に対して、 不適切で不当な性的言動を行うことにより、不利益又は 不快を与え、精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいいます。

- ・成績評価や研究指導などの便宜をほのめかして性的関係をせまる
- ・執拗にデートや食事に誘う、つきまとう、電話・メールを繰り返す
- ・「女のくせに」「男らしくあるべき」などの性差別・性役割観を押しつける
- ・性的マイノリティに関する差別的な発言をする
- ※男性から女性に対する言動が典型的ですが、 女性から男性、または同性間の場合も含みます。
- ※学生間、学生から教職員への場合もありえます。

◆ アカデミック・ハラスメント

教育・研究、就学における権力を濫用し、相手に対して、 不適切で不当な言動を行うことにより、不利益や 精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいいます。

- ・正当な理由なく、必要な教育・研究指導をしない
- ・正当な理由なく、学会や論文等で研究成果の発表を認めない
- ・教育・研究に無関係な雑務または私用を強要する
- 実績の横取り

◆パワー・ハラスメント

就労における優越的な地位を利用し、その権力を濫用し、 相手に対して、不適切で不当な言動を行うことにより、 不利益や精神的・身体的損害を与える人格権侵害をいいます。

- ・職場での身体的・精神的な攻撃(脅迫・侮辱・暴言など)
- ・職場での人間関係の切り離し(隔離・仲間外し・無視など)
- ・業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことへの強制
- ・適切な業務の指導の範囲を超えた叱責や私的領域への過度な干渉

ハラスメント 相談室では

- ・ハラスメント問題の解決方法をともに考えます。
- ・学内制度である申立て手続きをサポートします。
- ・ハラスメント予防のための取り組みをします。
- ・ハラスメントに関する必要な知識や情報を提供します。

専門相談員(臨床心理士)がお話を伺います

- ・相談者のプライバシーに配慮し、相談者の承諾なしに 外部に情報をもらすことはありません。
- ・必要な場合には、相談者の所属するキャンパス・付属校に 出向くこともできます。

どうぞ安心して ご相談ください

詳しくは、法政大学ハラスメントの相談室公式 web サイトをご覧下さい。

ハラスメント相談室 法政大学 🔾





🧻 法政大学 ハラスメント相談室

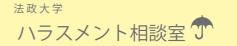
☎ 03-3264-4409 FAX 03-3264-4410

☑ stopharass@hosei.ac.jp
〒102-8160 東京都千代田区富士見 2-17-1
法政大学 ハラスメント相談室 宛

開室時間は、月~金曜日(土日祝は閉室)の 9:30-11:30、12:30-16:30です。 (11:30-12:30は応相談) 相談は面談を基本としています。 事前予約の上お越しください。











大学におけるハラスメントとは

教育・研究・就学・就労のあらゆる場面において 相手の意に反した不快な言葉や行為を指します。

相手が「不当」「不快」と受け止める場合は ハラスメントになる場合があります。

価値観や感じ方の基準はそれぞれ多様なものであり、 指導を意図した言動であっても 相手から思わぬ誤解を受けることもあります。





法政大学では ハラスメントを 禁止しています。

ハラスメント防止宣言



✓互いに人格を尊重して

本学を構成するすべての立場の人々(学生・生徒・教職員)は 対等に互いの人格を尊重する姿勢を持ちましょう。

✓固定的な性役割観の再考を

社会的に形成された性別意識、「男性や女性はこうあるべき」 という固定的な性役割観などの偏った見方・考え方を押し付ける ことは避けましょう。

✓立場が上の人(指導者や先輩)は十分な配慮を

反対意見や「ノー」という意思表示がないからといって、 それが合意・同意とは限りません。

✓すぐに謝罪を

相手が自分の言動をハラスメントと受けとめていることがわかった ら、すぐに止めて、誠実な気持ちと真摯な態度で謝罪しましょう。 自分の家族や大切な人が受けたら不快だと思う言動は慎むという 心構えが大切です。

ハラスメント

被害に

あった時は



✓ひとりで悩まないで

ハラスメントを受けていると感じたら、自分を責めたり悩んだり せずに、ハラスメント相談室に連絡してください。相談することが ためらわれる場合は、まず身近な人に相談してください。 家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来室することもできます。

✓被害の記録を取ってください

あなたが受けた言動について、いつ、どこで、誰から、どのような ことを、ということがわかる記録を残しておくと、相談・申立ての 際に役立ちます。

✓緊急の場合は警察に連絡を

相手からの暴力行為などで、あなたが心身に危険を感じたり、 緊急を要する場合は、迷わず周囲の人に助けを求め、警察に 連絡をしてください。

ハラスメント 見かけたら 🗼

✓見過ごさない勇気を

集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと周囲もその 関係に巻き込まれ、環境が悪化してしまいます。ハラスメントを 見過ごさない勇気が必要です。特に教育、指導、管理監督する 立場にある人の果たす役割は重要です。

✓相談室を勧める

相談を受けた場合は、必要に応じてハラスメント相談室を勧めて ください。その際、同行する事も可能です。

✓知り得た情報は慎重に

相談内容等の知り得た情報については、本人の意向を尊重し、 安易に漏らさず慎重に扱うことが必要です。

相談から 解決まで

法政大学は、全ての構成員に

相談・申立ての権利を保証し、

ハラスメント防止・対策委員会の下、

相談窓口を開設するなど、問題解決の

ための体制を整備しています。



ハラスメント防止・対策委員会

申立て制度を利用して、 緊急の改善措置や話し合い などによって解決を目指します

解決希望内容に応じて、審査委員会が 必要な手続きを行います

ハラスメント相談室

相談予約

電話・メール・FAX でお申込みください



面談で一緒に解決策を考えます

相談室スタッフが協議した内容に 基づいてアドバイスをします





関係部局との連携・環境調整・ 自己解決など、内容に応じた 解決を目指します



相談・申立てに関係したもの(ハラスメント防止・ 対策委員、所属部局長等含む)は、当事者及び関係者 の名誉やプライバシーを侵害することのないよう、 知り得た個人情報について守秘義務を負います。



ハラスメント相談者や問題解決に関わった者に 対する不意利益な取り扱いを禁止し、二次的な被害が 生じないよう配慮します。



虚偽申立て ハラスメントの相談・審査、事情聴取に際して、 虚偽の申立て・証言を禁止します。

